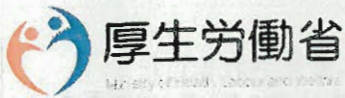


ひと、くらし、みらいのために



愛媛労働局 労働保険徴収室

(お 知 ら せ)

平成22年度労働保険年度更新について

平成22年度の年度更新の手続は

6月1日～7月12日

までにお願ひします。

※ 平成21年度から年度更新の申告・納付時期が変更になりました。

労働保険の年度更新とは

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間（これを「**保険年度**」といいます。）を単位として計算することになっており、その額はすべての労働者（雇用保険については、被保険者）に支払われる賃金の総額に、その事業ごとに定められた**保険料率**を乗じて算定することになります。

労働保険では、まず、保険年度の当初に概算で保険料を納付（徴収法第15条）いただき、保険年度末に賃金総額が確定した上で翌年度に精算（徴収法第19条）いただくという方法をとっております。

したがって、事業主は、前年度の保険料を精算するための**確定保険料**の申告・納付と新年度の**概算保険料**を納付するための申告・納付の手続きが必要となります。これが「**年度更新**」の手続きです。

この年度更新の手続きは、毎年**6月1日**から**7月10日**（本年度は、7月12日）までの間に行わなければなりません（特別加入者の給付基礎日額の変更申請を行う場合も、当該年度更新期間中に行う必要があります。）。

手続きが遅れますと、政府が保険料・拠出金の額を決定し、さらに追徴金（納付すべき保険料・拠出金の10%）を課す場合がありますので注意してください。

○ 平成22年4月1日付で、雇用保険料率が改定されました。

- 一般の事業の保険料率は、1000分の11から1000分の15.5へ変更されました。
 - 農林水産清酒製造の事業の保険料率は、1000分の13から1000分の17.5へ変更されました。
 - 建設の事業の保険料率は、1000分の14から1000分の18.5へ変更されました。
- 詳しくは、<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken/osirase.html>をご参照ください。

○ 平成21年度から、年度更新の手続は6月1日から7月10日(平成22年度は7月10日が土曜日のため7月12日)までの間に行っていただくことに変更になりました。

○ 労働保険料の算定方法は、4月1日から翌年3月31日までに支払う賃金総額に保険料率を乗じて得た額となります。

(算定対象期間)

平成21年度確定保険料…平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

平成22年度概算保険料…平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

○ 年度更新申告書は5月末に送付する予定です。

○ 労働保険料を延納(分割納付)する場合の納付期限については以下のとおりとなります。(平成22年度)

	3回分割			6/1～9/30までに成立した事業場	
	第1期(初期)	第2期	第3期	第1期(初期)	第2期
期間	4. 1～7. 31	8. 1～11. 30	12. 1～3. 31	成立した日～11. 30	12. 1～3. 31
納期限	7月12日	11月1日	翌年1月31日	成立した日から50日	翌年1月31日

※ 納期限が土曜日に当たるときはその翌々日、日曜日に当たるときはその翌日が納期限となります。

※ 概算保険料総額が40万円以上(労災保険または雇用保険のみ加入は20万円以上)又は労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している場合に延納することができます。

○ 労働保険事務組合の皆様は、第2期、第3期の納期限がそれぞれ原則として11月15日、翌年2月14日となります。

また、労働保険事務組合に委託している事業場の皆様は、労働保険事務組合の指定する期限までとなります。

○ 一般拠出金は、平成21年度賃金総額に1000分の0.05(昨年度と同率)を乗じた額を申告・納付してください。

○ 年度更新の時期が社会保険の算定基礎届の提出時期と重なりますので、手続の準備はお早めをお願いします。

○ 従業員の方の雇用保険加入手続は、別途、管轄の公共職業安定所(ハローワーク)への届出が必要です。

○ ご不明な点がございましたら、都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所にお問い合わせください。

平成22年度 第1次年度更新申告書受付会 日程表

署 別	年月日(曜日)	時 間	会 場 名	所 在 地
松 山	22.6.10(木)	9:00～16:00	松山若草合同庁舎 7階 共用大会議室	松山市若草町4-3
	22.6.11(金)	9:00～16:00	松山若草合同庁舎 7階 共用大会議室	松山市若草町4-3
		10:00～14:00	伊予商工会議所 3階 大会議室	伊予市下吾川1512-6
	22.6.14(月)	9:00～16:00	松山若草合同庁舎 7階 共用大会議室	松山市若草町4-3
10:00～14:00		久万高原町産業文化会館 研修室	上浮穴郡久万高原町久万188	
新居浜	22.6.4(金)	10:00～15:00	新居浜市市民文化センター 大会議室	新居浜市繁本町8-65
	22.6.7(月)	10:00～15:00	新居浜市市民文化センター 大会議室	新居浜市繁本町8-65
	22.6.8(火)	10:00～15:00	西条商工会議所 東予支所 (旧東予市商工会館)	西条市周布220-2
		10:00～15:00	土居文化会館 2階小会議室	四国中央市土居町入野939
	22.6.9(水)	10:00～15:00	四国中央商工会議所 4階第2会議室	四国中央市金生町下分865
		10:00～15:00	西条商工会館 3階 第2研修室	西条市朔日市779-8
22.6.15(火)	10:00～15:00	四国中央市福祉会館 多目的ホール	四国中央市三島宮川4-6-55	
今 治	22.6.7(月)	10:00～15:00	テクスポート今治 中ホール	今治市東門町5-14-3
	22.6.8(火)	10:00～15:00	テクスポート今治 中ホール	今治市東門町5-14-3
八幡浜	22.6.7(月)	10:00～15:00	リジェール大洲 2階 レインボーホール	大洲市東大洲1582
	22.6.8(火)	10:00～15:00	八幡浜労働基準監督署	八幡浜市江戸岡1-1-10
		10:00～15:00	愛媛県建設業協会 西予支部	西予市宇和町卯之町4-700
	22.6.9(水)	10:00～15:00	八幡浜労働基準監督署	八幡浜市江戸岡1-1-10
10:00～15:00		東宇和建設会館	西予市野村町野村11-24	
宇和島	22.6.9(水)	10:00～15:00	宇和島労働基準監督署	宇和島市天神町4-40
		10:00～14:00	愛媛県建設業協会 津島分会	宇和島市津島町高田甲39
		10:00～14:00	愛媛県建設業協会 鬼北分会	北宇和郡鬼北町近永657
	22.6.10(木)	10:00～15:00	宇和島労働基準監督署	宇和島市天神町4-40
10:00～14:00		愛媛県建設業協会 南宇和支部	南宇和郡愛南町御荘平城3041	

年度更新業務などのお問い合わせは

愛媛労働局 労働保険徴収室

TEL 089(935)5202

〒790-8538

松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎6階

労働基準監督署一覧表

監督署名	所在地	電話番号	管轄区域
松山	〒791-8523 松山市六軒家町3-27 松山労働総合庁舎4階	089(917)5250	松山市、伊予市、東温市、 伊予郡、上浮穴郡
新居浜	〒792-0025 新居浜市一宮町1-5-3	0897(37)0151	新居浜市、西条市、四国中央市 今治市のうち宮窪町大字四阪島
今治	〒794-0042 今治市旭町1-3-1	0898(32)4560	今治市(新居浜労働基準監督 署管轄区域を除く。)、越智郡
八幡浜	〒796-0031 八幡浜市江戸岡1-1-10	0894(22)1750	八幡浜市、大洲市、西予市、 西宇和郡、喜多郡
宇和島	〒798-00 宇和島市天神町4-40 宇和島地方合同庁舎3階	0895(22)4655	宇和島市 北宇和郡、南宇和郡